

平成26年度 豊岡市社会福祉協議会事業計画

基本方針

少子高齢化や核家族化が進み、家庭機能や生活習慣の変化等、人々の地域社会との関わりが薄れつつある中で、特に、生活困窮者に対する支援が深刻な問題となっています。誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを使命とする本会には、こうした今日的な地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められています。

この様な中で、『第2次地域福祉推進計画（平成25年度-平成28年度）』に基づき、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを推進します。

また、本会が一丸となって事業の推進に取り組むために『豊岡市社会福祉協議会基盤強化計画（平成26年度-平成30年度）』を策定いたしました。住民に必要とされる社協となるため、理念や目指すべき方向性を明確にし、本会は、社協本来の役割を發揮し、基本理念として掲げた「一人ひとりが つながり 支え合う 安心な地域づくり」を進めていくため、地域のみなさんに信頼される社協をめざし、職員一人ひとりが社協職員としての基本的な考え方を共有し、能力の向上及び組織の改善と強化を図ります。

基本理念

「一人ひとりが つながり 支え合う 安心な地域づくり」

重点目標

- 1 地域福祉推進計画（第2次）に基づいた地域福祉活動の推進
- 2 小地域を基盤とした福祉活動推進組織化（支え合いの地域づくり）の支援
- 3 基盤強化計画に基づく組織の効果的・効率的な運営
- 4 職員人材育成の推進
- 5 財政基盤の安定と介護サービス事業の健全な経営

実施計画【主要事業】

1. 地域福祉推進計画に基づく地域福祉活動の総合的な推進

誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざし、地域住民が相互に連携・協働し合う地域福祉推進体制を築くとともに、住民参加による地域に根ざした福祉のまちづくりを推進します。

(1) 住民参加と協働による地域福祉活動の推進

地域福祉推進計画の評価機関である地域福祉推進委員会及び地区センター運営委員会において定期的な協議及び評価・検証を行い、着実に推進を図ります。

(2) 小地域を基盤とした福祉活動推進組織化（支え合いの地域づくり）の支援

- ① 地域福祉活動の推進に向けて、小地域を基盤とした福祉活動推進組織化（支え合いの地域づくり）の具体的な支援体制の構築や活動強化を行います。
- ② 小地域の福祉ニーズや課題を把握・共有するために、様々な活動に取り組み、地域と連携した小地域福祉活動の支援・推進に向けて、情報の共有、検証等に取り組みます。
- ③ 制度の狭間や支援につながりにくい生活・福祉課題の対応のため、地域住民の支え合いによる解決に向けた体制づくりと地域の特性を活かした活動の支援に取り組みます。

(3) 各種サロン・サークル活動の充実と居場所づくりの推進

高齢者や障がいのある方、生きづらさを抱えた方、子ども、子育て中の世帯の方たち等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民への理解を広げ、各種サロン・サークル活動の定着・充実を図ります。

- ・ふれあいいきいきサロン活動の新規拡大・充実
- ・障がいのある方や生きづらさを抱えた方等の居場所づくりの推進
- ・子育てサロン・サークル活動の支援
- ・セルフヘルプグループ活動の支援
- ・行政区内地縁活動、グループ活動等の支援

(4) 共同募金事業・善意銀行事業の推進

地域福祉の推進を図る財源として、寄付された善意が福祉事業に効果的に活用されるよう、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の推進を図ります。また、事業における広報活動を積極的に推進するとともに、有効的な活用に向けた検討を行います。

- ・共同募金事業の推進
- ・善意銀行事業の推進

2. 多様な生活課題や新たな福祉課題に対応するための地域支援の推進

地域住民から寄せられた多様な課題や、各種事業や活動を通して、ニーズキャッチを確立し総合的に生活支援ができるよう部署間の連携を図り、関係機関・団体・当事者間のネットワーク推進を図ります。

(1) 関係機関との連携した支援の展開

住民や様々な関係機関と連携・協働する協議体組織としての役割を活かし、様々な地域課題に対して関係機関等とのネットワークを活用しながら活動を推進することで、連携した地域支援の展開を図ります。

- ・有機的なネットワークの構築に向けて、関係機関等への活動調査の実施
- ・地域課題の解決に向けて、関係機関と連携した社協を基盤とする「テーブルづくり」の検討

(2) 地区センター機能の充実

地区センターが地域福祉推進の中核拠点の役割と住民の活動の拠り所として機能するため、地域福祉活動の実績を重ねることで、必要性を目に見える形でつくりあげ、地域福祉活動の拠点として機能強化・充実を図ります。

- ・地区センター運営委員会の活性化
- ・ニーズキャッチの体制等、地域福祉推進活動の支援拠点としての機能強化・充実
- ・市支所、関係機関・団体等とのネットワークの構築・強化

3. 地域における総合的な相談支援事業の推進

住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、地域の身近な総合相談窓口として、地域住民の様々な課題の解決に向けた支援を行います。また、制度の狭間にある人や複合的な課題のある世帯等、サービスや制度では対応できない様々な困りごとの解決を図るために、新たに「豊岡市総合相談・生活支援センター準備室」を設置し、様々な相談機関の支援体制を構築します。

(1) 福祉サービス利用援助事業の推進

認知症高齢者や障がいのある方等が地域で安心して自立した生活が送れるよう、その権利及び利益の保護に努めるとともに、新たな権利擁護体制の構築に向けて市、関係機関等と協議・検討を行います。

- ・福祉サービス利用援助事業、北但1市2町の基幹的社協としての事業推進
- ・福祉サービス利用援助事業専門員による相談・訪問活動、支援計画の策定並びに、支援計画の評価・見直し
- ・生活支援員の指導と連携、本事業の推進にかかる関係機関・団体等との連携
- ・権利擁護体制の構築に向けた、市、関係機関等との検討、環境整備

(2) 豊岡市障害者虐待防止センター・障害者相談支援業務の推進及び障害者基幹相談支援センター業務の受託

障がいのある方やその家族の住まいや就労、社会参加など、地域の障がいのある方の生活や福祉についての総合的な相談窓口として、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援や計画作成等を行います。また、平成26年度より地域における障がい者の総合的な相談支援機能を担う「障害者基幹相談支援センター」業務の受託及び運営を行います。

- ・障がい者虐待の通報・届出の受理
- ・障がい者及びその養護者に対しての相談・指導及び助言
- ・障がい者虐待の防止及びその養護者に対する支援に関する広報・啓発活動
- ・関係機関・団体等との連携と課題解決の取り組み
- ・豊岡市障害者自立支援協議会の運営等の業務
- ・障害者基幹相談支援センター業務の受託・運営

(3) 地域包括支援センター事業の推進

市より地域包括支援センター（3センター2分室）の運営委託を受け、介護・福祉・医療・健康など様々な面から高齢者を支えるために関係機関・団体等との連絡調整を行い、高齢者の総合相談窓口として機能の充実を図ります。

- ・高齢者総合相談支援の対応、窓口の周知
- ・権利擁護の対応と啓発（高齢者虐待、困難事例、成年後見制度、認知症予防等）
- ・関係機関・団体等とのネットワークの推進（地域包括ケア会議、介護支援専門員ネットワーク、高齢者見守りネットワーク）
- ・介護予防ケアマネジメントの実施

(4) 豊岡市総合相談・生活支援センター準備室の設置及びモデル事業の推進

複合的な課題を抱えている生活困窮者に対する包括的な支援を行う体制を構築するため、「生活困窮者自立支援法」同法モデル事業として、市の委託を受けて「豊岡市総合相談・生活支援センター準備室」を設置・運営します。

- ・「豊岡市総合相談・生活支援センター準備室」の設置
- ・相談支援者（事業者）のサポート体制の構築
- ・地域福祉ネットワーク体制の仕組みづくり
- ・制度による支援が難しい人（世帯）等の調査

(5) 社協セーフティネット機能の充実・強化

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるため、必要な資金の貸付を行うことにより、その世帯の当座の生活の安定を図り、自立を支援します。

- ・生活福祉資金貸付・法外援護資金貸付事業の推進

(6) 各種相談活動の推進

市民の生活・福祉課題を発見し、様々な生活援助や地域福祉活動、制度につなげるため、小地域福祉活動と連携した身近な相談窓口の設置に努めます。また、独身男女の新たな出会いの場づくりやコミュニケーション力を高める取り組みを実施することで、結婚相談体制の強化を行います。

- ・心配ごと相談事業の推進
- ・法律相談事業の推進
- ・結婚相談事業の推進
- ・豊岡市婚活応援プロジェクト「はーとピー」による出会いの場等の提供
- ・婚活サポーターを活用した婚活支援の実施
- ・市民参加による婚活イベントの企画・運営
- ・「はーとピー」ホームページ等を活用した情報発信

4. 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが安心してその人らしい生活が送れるように、介護サービス事業と地域福祉活動が連携・協働し、総合的な福祉サービスの展開をめざすことで、地域全体で支え合う利用者本位の福祉サービスを実現します。

(1) 在宅福祉サービスの充実

利用者本位の介護サービスの提供や介護予防事業の充実を図るため、地域住民と連携した福祉サービスの実現をめざします。

- ・利用者のニーズ、意思を尊重したサービス提供体制の確立
- ・介護サービス事業所の安定した経営と良質なサービス提供体制の推進
- ・介護予防・生活自立支援サービスの事業受託（家族介護教室事業、家族介護者交流事業、食の自立支援事業、軽度生活援助事業、生きがい活動支援通所事業）
- ・福祉用具貸与事業（介護保険外）の推進
- ・給食サービス事業の実施

(2) 障害福祉サービス事業の推進

障がいのある方等が、地域で自立した日常生活を送るために、障がい者サービスの推進を図るとともに、障がいに対する理解に向けた普及・啓発活動を実施することで、障がいのある方等が地域の一員として共に生きる地域社会の実現をめざします

- ・障害者総合支援法による利用者のニーズ、意思を尊重したサービスの提供（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援、障害者（児）デイサービス、障害者（児）訪問入浴）
- ・市障害者事業の受託による自立生活及び社会参加の促進等（障害者（児）スポーツ・レクリエーション教室等開催事業）

(3) 介護用品販売事業、葬祭事業の実施

高齢者や介護する家族の方などが、より快適に日常生活を過ごすための介護用品の展示・斡旋販売と葬具の貸出を実施します。

- ・介護用品の販売事業の推進
- ・葬祭事業の実施

5. 広報活動・啓発活動の推進

社協ホームページの開設(H26.4月開設予定)により、本会の事業や活動内容、社協会費の活用用途、財政状況等の情報を広く発信し、情報公開による透明性を高めます。また、広報紙『とよおかのふくし』の紙面の充実を図り、地域の福祉活動や子育て、まちづくり等に関する情報など、市民が必要とする情報を掲載します。

- ・社協ホームページを活用した情報発信の充実
- ・広報紙『とよおかのふくし』の発行（毎月／年12回）
- ・地域住民や関係機関等による紙面づくり参画の推進
- ・福祉まつりによる啓発活動の推進
- ・あいさつ運動キャラクター「あいちゃん」（着ぐるみ等）の活用

6. ボランティア・市民活動センターの充実と福祉教育の推進

(1) ボランティア・市民活動センターの機能強化

豊岡市ボランティア・市民活動センター、各支所の機能を拡充し、ボランティア・市民活動の地域の拠点として支援体制の充実を図ります。

- ・ボランティア・市民活動センター本所・各支所のコーディネート機能の充実
- ・ボランティアの育成及び啓発の促進
- ・NPO・市民活動団体等の連携・協働による多様な活動支援
- ・児童・生徒のボランティア活動推進事業の推進
- ・社協ホームページ・広報紙などを活用したボランティア情報の提供
- ・災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練と体制強化

(2) 福祉教育の推進

学校や企業、各種サロン・サークル活動等を対象とした各種講座の開催、地域住民等との連携・協働した取り組みを通して、福祉教育の推進を図り、ボランティア活動や地域福祉活動への理解を深めます。

- ・各種ボランティア養成講座・体験教室、社協出前講座の開催と積極的な広報活動の実施
- ・福祉教育指定校や地域住民等との連携・協働による福祉教育の実施

(3) 子ども福祉委員活動の推進

子どもたちが地域と関わる機会を促進するために、「子ども福祉委員」の委嘱を推進するとともに、積極的により地域の福祉活動や地縁組織の活性化を図ります。

- ・市内各小学校と協働した子ども福祉委員活動の新規拡大・充実
- ・行政区や地縁組織・グループ及び学校等と連携した子ども福祉委員活動の推進

(4) 子育て支援活動の促進

子育て関係機関やグループ・団体や地域住民との連携により、安心して、子どもを産み育てることのできる地域づくりを進め、子育てに対する不安の軽減や解消、子育て中の孤立を防ぐために、地域における子育て支援活動を推進します。

- ・子育て支援ボランティアの育成・支援
- ・豊岡市子育て総合センター及び各地域子育てセンター等の関係機関との連携

7. 指定管理事業

指定管理者として、豊岡市施設の適正な管理運営に努め、利用促進を図ります。

- ・豊岡市立各健康福祉センター指定管理事業（6施設）

8. 法人組織体制・財政基盤の強化

地域福祉を推進する中核的な組織として、組織運営を円滑に遂行し、『豊岡市社会福祉協議会基盤強化計画』に基づき、各種計画及び方針の策定等、組織基盤強化のための取り組みを着実に推進するため、組織の再編や機能強化を図ります。また、社協独自の事業・活動を推進していくための自主財源の確保や介護サービス事業の円滑的な経営を図る等、安定した財政運営はもとより、人材育成の面でも組織の機能強化と強固な基盤を築きます。

(1) 組織の機能強化及び運営強化

地域福祉活動を推進する中核的な組織として、制度改編や社会情勢の変化等、様々な状況に対応できる組織体制をめざすとともに、組織機能の強化や既存活動・事業の見直しを行い、自立的で効率的な組織運営に取り組みます。

- ・事務事業の評価基準（チェックリスト）の作成及び事業の評価・見直し（スクラップ&ビルド）
- ・理事、評議員、運営委員の役割の明確化に向けた検討
- ・各部会・委員会活動の再編に向けた検討

(2) 職員の人材育成に向けた基盤整備

社協職員として求められる職員像を具現化し、研修や事業所でのOJT、目標管理等、人材育成体制を構築するとともに、人事管理制度・雇用体系等の整備・充実に向けた検討を行います。

- ・人材育成体制の構築に向けた『人材育成基本方針（人材育成計画）』の策定
- ・業務を的確に効率良く実施するための各種『業務マニュアル』の検討
- ・人事管理・雇用体系等に関する規程改定に向けた見直し及び検討

(3) 安定した財源確保と健全な財政運営

継続的かつ安定的な社協事業・活動の実施に向け、法人の財務状況等の把握と分析を行うとともに、事業評価基準やチェックリストの作成など、効果性について評価や見直しを適切に実施し、事務事業の効率化を推進します。

- ・経営・財務分析による中長期的な『財政・経営方針（仮称）』の策定

(4) 介護サービス事業の健全運営に向けた強化・充実

介護サービス事業の収支など中長期的な目標設定のもと、各種事業の経営と、良質なサービス提供体制の整備を行います。

- ・介護サービス事業の採算性の確保に向けた事業の評価・分析
- ・介護人材の育成・適正化、経営方針・目標管理、施設管理
- ・デイサービスセンター等の施設関係の計画的な維持管理と有効活用に向けた検討